

改訂版

今すぐ!

# 家庭でできる いじめ対策ハンドブック



公益社団法人 日本PTA全国協議会

# いじめ防止のために 大人ができること、やるべきこと

鳴門教育大学 いじめ防止支援機構長 阿形 恒秀

## いじめ防止対策推進法によるいじめの定義の趣旨とは…

### いじめ防止対策推進法（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

平成25年に施行されたいじめ防止対策推進法では、簡単に言えば、「児童生徒が他の児童生徒との人間関係において苦痛を感じたらいじめである」と定義されました。ちなみに、諸外国のいじめ研究では、いじめの定義について、「被害者の苦痛」に加えて、「加害者の攻撃的意図」「力の不均衡」「反復的要素」などの条件が共通してあげられています。ですから、日本の法律の定義は、最も広い定義を採用したということになります。その理由は、加害者が「プロレスごっこだ」「じゃれあっているだけ」などと言って「攻撃的意図」「力の不均衡」等を認めようとしなくてもしばしばあるので、いじめ被害を見落とすこと・見逃すことを何としても避けたいという強い思いがあったからです。そのことを私たち大人は、今一度、認識しておくことが大切だと思います。

## いじめであるかどうかだけに焦点を合わせるのではなく…

しかしながら、「相手が苦痛を感じたらいじめだ」という定義は、場合によれば子どもたちには（あるいは保護者には）納得しがたいこともあるだろうと思われれます。学校がいじめと判断したということは、一方を被害者、一方を加害者と認定したことを意味するわけです。けれども、大人もそうですが、人間関係上のトラブルは、一方に本当に何の悪意がなくとも（場合によっては善意からも）生じるものですね。あるいは、人間関係上のトラブルは、双方の関係性の在り方に問題がある（一方だけが悪いのではなく両側から越えていくことが必要となる）ことも少なくありませんね。

ですので、法の定義を盾にとって、大人（教師・親）が子どもにいじめであることを認めさせ、反省させようとするには無理があるケースもあると思われれます。

そもそも、いじめ防止対策推進法は誰に対して書かれた法律であるかを考えてみますと、名宛人（法律の対象者）は第4条は「児童等」、第9条は「保護者」となっていますが、それ以外はほとんど、国・地方公共団体・学校です。つまり、この法律は、教育委員会や学校等がいじめ問題を適切に把握し適切に対応するための「いじめ対策」の明確化を主眼としたものだということです。したがって、対策の問題としてではなく教育・しつけの問題として、大人が子どもに、いじめ問題をはじめとする人間関係の難しさを考えさせる際には、法の定義やいじめであるかどうかの判定はむしろ脇に置き、当該の子どもたちの中で起きている事実具体的に丁寧に踏み込んで考えさせる関わりが必要になるでしょう。

また、対策の問題としては学校の管理責任に焦点が絞られがちですが、教育・しつけの問題としては、「責任は誰にあるのか」ではなく「わたしの責任で何ができるか」、すなわち、わたしは悪くないという考え方による〈悪者探しの姿勢〉ではなく、いじめをなくそうという考え方による〈自分にできること探しの姿勢〉が、子どもにとっても大人にとっても重要です。

## 大人の介入を快く思わない子どもの心を理解したうえで…

大人（教師・親）が子どものいじめ被害・加害の芽をいち早くキャッチすることはとても大切なことです。けれども、それは決して簡単なことではありません。特に小学校高学年から中学校・高校時代の児童生徒は、「同世代の仲間関係を作る」という問題と「大人から自立する」という問題の難しい連立方程式を解くことが求められます。前者の「仲間関係」の課題に直面しているからこそ、仲間から外されることの苦痛は深刻なものとなります（大人の職場でのトラブル等とは質が異なります）。しかも、後者の「自立」の課題にも直面しているので、仲間とのトラブルに大人が介入することを快く思いません。だから、児童生徒は、「わかって欲しい（助けて欲しい）」と「知られたくない（手を出して欲しくない）」の葛藤を抱えているものなのです。したがって、子どもが発する「シグナル」「サイン」は、注意して見ないとわからないものですし、また、学校で見せる顔と家庭で見せる顔は異なることも多いので、教師と保護者の連携が何よりも大切になります。

人間関係の難しさと大切さは人間社会にとって永遠のテーマであるはずですが。であるなら、大人（教師・親）が子どもといじめ問題を考える際に、大人が子どもの世界を「どう管理するかという関わり方」だけではなく、大人と子どもが、建て前や綺麗ごとに陥らずに、人間の心の闇から目をそらさずに、人と人が共に生きることの意味を本気で「共に考えるという関わり方」に至るところにこそ、いじめ問題の本当の解決の方向性が見えてくるのではないのでしょうか。

## いじめの定義の変遷

### ～平成17年度

平成18年度以前の  
問題行動等調査の定義

自分より弱いものに対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの

### 平成18年度～

平成18年度以降の  
問題行動等調査の定義

当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの

× 「自分より弱い者」

× 「一方的に」

× 「継続的に」

× 「深刻な」

発生場所は学校内外を問わず、個々の行為が『いじめ』に当たるか否かの判断はいじめられた児童生徒の立場に立って行う。

具体的ないじめの種類に「パソコン・携帯電話での中傷」「悪口」などを追加。

「発生件数」から「認知件数」に変更。

## いじめ防止対策推進法(平成25年度)の定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行動（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

### いじめ防止等のための基本的な方針より

- 「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなくいじめられた児童生徒の立場に立つことが必要
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う

※平成29年3月基本方針改定

- 旧方針では「けんか」がいじめの定義から除かれるため、けんかに関わる記述を改正（「けんかを除く」という記述を削除）



けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする

# 学校において認知したいじめの件数

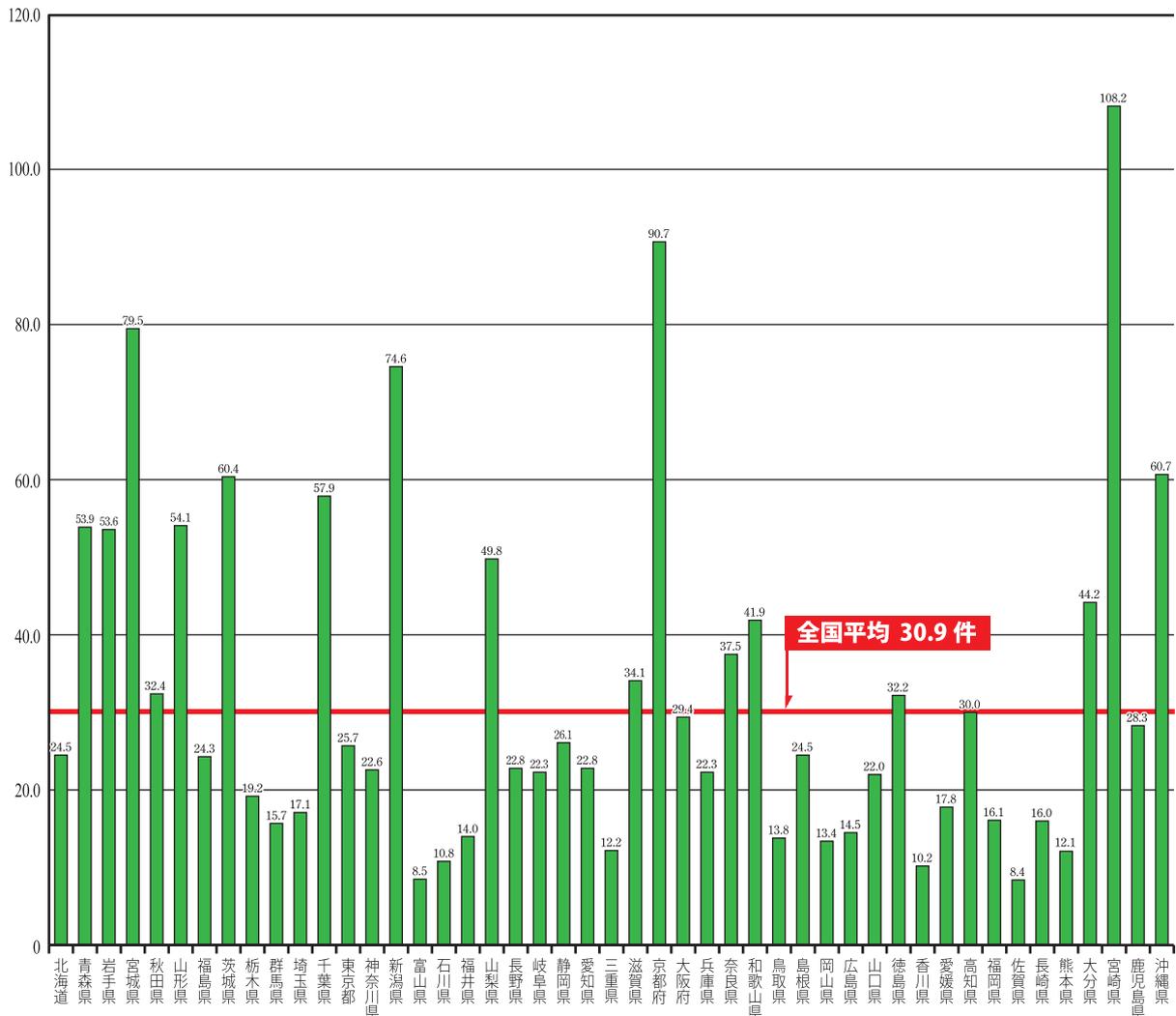
いじめの1,000人あたりの認知件数 平成29年度[都道府県比較]

文部科学省としては、いじめの認知件数が多い学校について、  
**「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」**と極めて肯定的に評価する。

(児童生徒課長通知)

いじめを認知していない学校にあっては、…解消に向けた対策が何らと  
 られることなく**放置されたいじめが多数潜在**する場合もあると懸念して  
 いる。

(児童生徒課長通知)



文部科学省 平成29年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

# 小中学生への6年間のいじめの追跡調査

「仲間はずれ、無視、陰口」

された経験がある・・・9割

した経験がある・・・9割

国立教育政策研究所生徒指導進路指導センター いじめ追跡調査2013-2015

いじめはどの学校でも  
どの子どもにも起こり得る

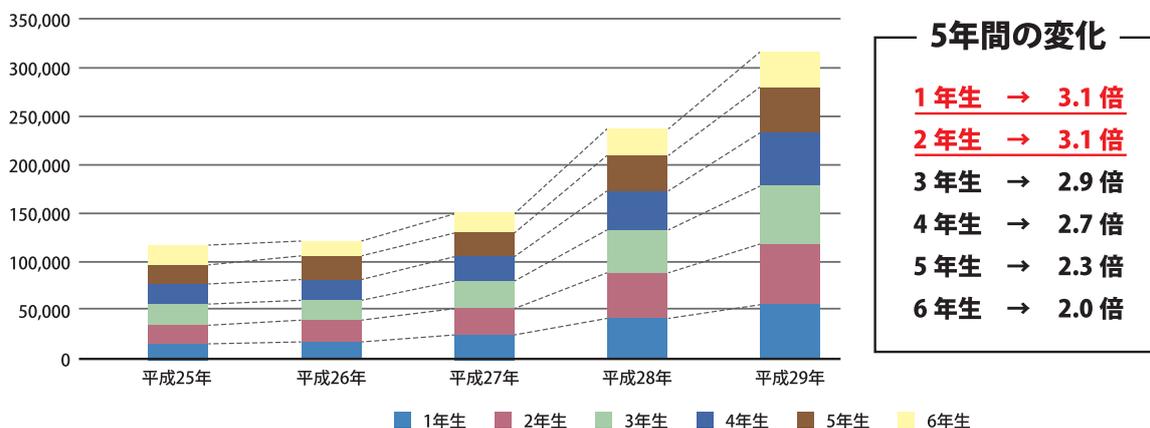
## いじめの認知件数

### いじめの認知件数

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
27年度	151,692件	59,502件	12,664件	1,274件	225,132件
	23.2件	17.1件	3.6件	9.4件	16.5件
28年度	237,256件	71,309件	12,874件	1,704件	323,143件
	36.5件	20.8件	3.7件	12.4件	23.8件
29年度	317,121件	80,424件	14,789件	2,044件	414,378件
	49.1件	24.0件	4.3件	14.5件	30.9件

※ 上段はいじめの認知件数、下段は1千人当たりの認知件数。

### 小学校におけるいじめの認知件数の学年推移



文部科学省 平成29年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

# いじめ対策のこれまでの経緯

- ◆ 平成24年7月、滋賀県大津市の自殺事案について、報道がある
- ◆ 平成25年2月、教育再生実行会議第1次提言  
→「社会総がかりでいじめに対峙していくための基本的な理念や体制を整備する法律の制定が必要

## 「いじめ防止対策推進法」の成立（平成25年6月21日）

→ 6月28日公布、9月28日施行

- ◆ **いじめの防止等のための基本的な方針**の策定（10月11日）  
→同日、各都道府県教育委員会等へ通知を発送し周知。
- ◆ 平成29年3月、**いじめ防止等のための基本的な方針**の改定  
**重大事態の調査に関するガイドライン**の策定  
※いじめ防止対策推進法の志向3年後の見直し規定を踏まえた対応

○ いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

附則

（検討）

第2条 いじめの防止等のための対策についてはこの法律が施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときはその結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

2 （略）

# いじめ防止対策推進法【概要】 （平成25年法律第71号）

## 第一章 総則

1 「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校<sup>(※)</sup>に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。

※小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）

2 いじめ防止等のための対策の**基本理念**、**いじめの禁止**、**関係者の責務**等を定めること。

## 第二章 いじめ防止基本方針等

1 国、地方公共団体及び学校の各主体による「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定<sup>(※)</sup>について定めること。

※国及び学校は策定の義務、地方公共団体は策定の努力義務

2 地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成される**いじめ問題対策連絡協議会**を置くことができること。

## 第三章 基本的施策・いじめの防止等に関する措置

1 学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として①**道徳教育等の充実**、②**早期発見のための措置**、③**相談体制の整備**、④**インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進**を定めるとともに、国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策として⑤**いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等**、⑥**調査研究の推進**、⑦**啓発活動**について定めること。

2 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置くこと。

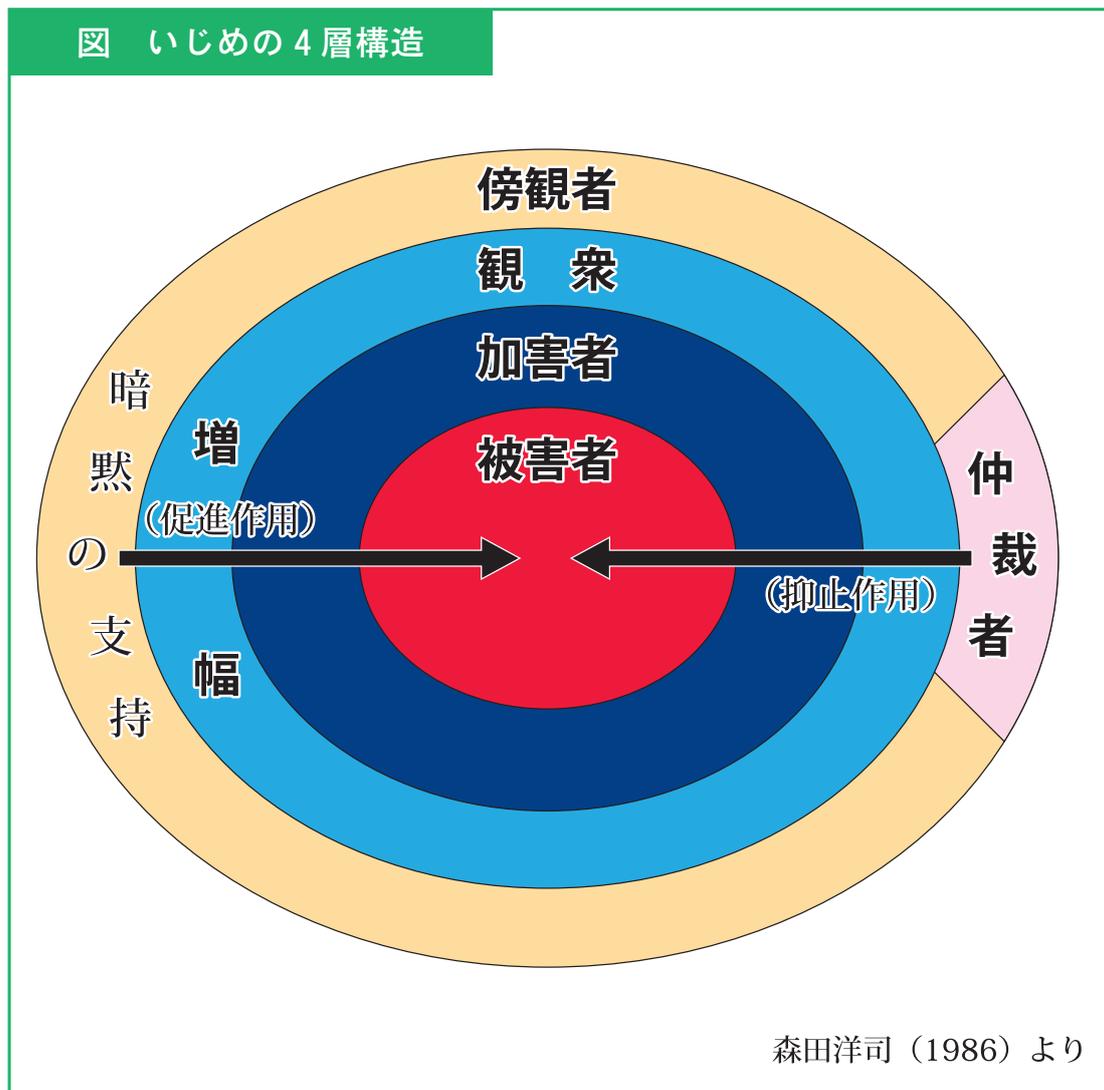
3 個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として①**いじめの事実確認**、②**いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援**、③**いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言**について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの**所轄警察署との連携**について定めること。

4 **懲戒**、**出席停止制度**の適切な運用等その他いじめの防止等に関する措置を定めること。

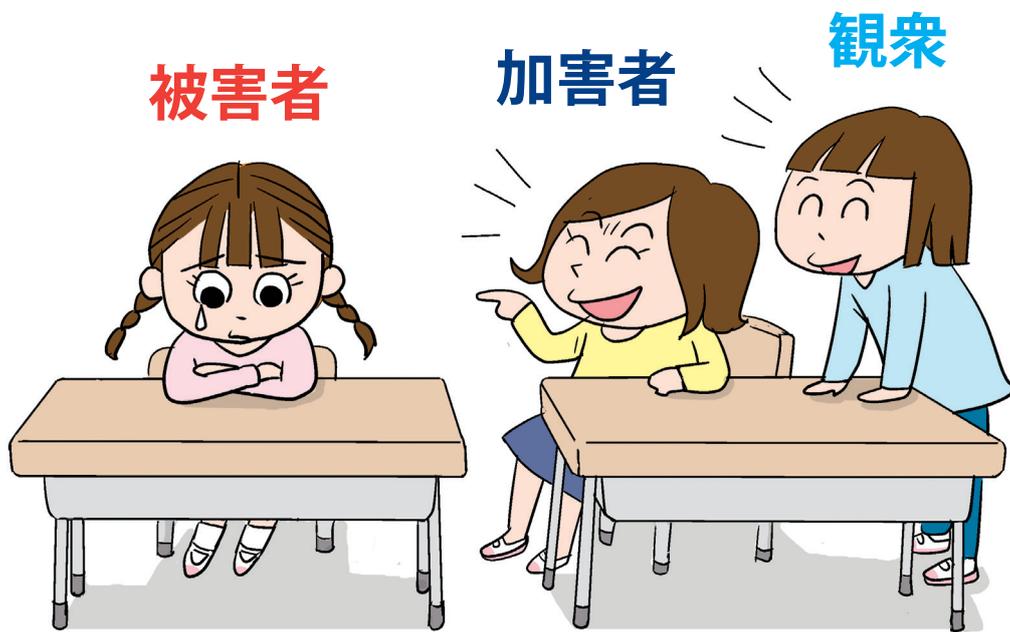
# いじめの心理

## いじめの4層構造

社会学者の森田洋司先生は、いじめ集団の構造について、下図のような **被害者**・**加害者**・**観衆**・**傍観者** の4層構造を示しています。



**観衆** というのは、いじめに直接に加わることはしないけれどもいじめを見て「笑ったりはやしたてたりする存在」です。



**傍観者** というのは、いじめを見ても止めようとしなない「見て見ぬふりをする存在」です。



# 保護者の皆様へ

## 子どもたちの健やかな成長を願って

いじめ問題については、保護者の理解や協力が必要であり、学校と地域が連携しながら、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組まなければなりません。

いじめの定義は社会環境などの変化に伴い、変化してきました。

～いじめ防止対策推進法からの概略～

「いじめ」とは、一定の人的関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものです。（いじめか否かの判断は、いじめられる側の感じ方を尊重します。）

国立教育政策研究所生徒指導・進路指導センター いじめ追跡調査2013-2015の小中学生への6年間のいじめの追跡調査によると、「仲間はずれ、無視、陰口」をされた経験がある、した経験があるはいずれも9割としています。つまり、双方になり得ること、いじめはどこにでもあるという事実認識が必要です。

## いじめの認知件数について

いじめはどこにでもあり、子どもの日常にあることを考えますと、早期に認知することが大切です。P7にあるように、いじめを積極的に認知するよう通知されましたが、都道府県により取組の開きがあるのが現状です。様々な背景が考えられますが、学校現場において先生が早期にいじめを認知することがその改善につながることを、保護者もその取り組みに理解を示すことが重要です。地域も含め社会総がかりで意識改革を行い、まさに協働し改善に取り組む必要性があります。

## いじめ対策問題に対する保護者の責務

小中学生の子どもたちは、多くの時間を学校で過ごしますので、学校においていじめ問題に直面することも少なくない事実です。ここに関しては学校も総がかりで早期発見・認知・対策・改善と動いています。又保護者の理解・協力も欠かせないのも当然のことです。社会環境が複雑化している中で、スマホ等でSNSを利用し、大人の目の届かない空間でいじめが行われているのも近年の特徴です。

まずは、家庭で子どもと向き合い正しい教育を行う事が最優先です。

事案にもよりますが、家庭での保護者の責務を棚上げし、学校の責任にすることはあってはならない事です。

教育基本法（家庭教育）第十条では以下のように保護者の責務を法律で定めています。

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活の為に必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする

更に、いじめ防止対策推進法でも第9条に「保護者の責務」として以下のように定めています。

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないように、当該児童に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

いずれも、保護者の責務を明確にし、法令化していますが、法律で定める定めない以前に自身の子どもはその責任においていじめを行わないように「家庭」で指導していく責任があります。又いじめられた場合も子どもを守らなければなりません。

# 日本PTAいじめ対策への取組

## 1985年（昭和60年） 社会背景：お葬式ごっこが社会問題化

- 「いじめ」ラブ・クリーン運動  
深刻化する「いじめ」行為を父母と教師と地域住民のひたむきな愛情で一層する運動。
  - ①家庭教育の見直し
  - ②「いじめ」や生徒指導について、学級・学年、地区懇談会などを開催する
  - ③「いじめ」について、学校・教師が一丸となり、積極的に取り組むことを求める（11月）

## 1995年（平成7年） 社会背景：愛知県西尾市中学生いじめ自殺事件

- いじめによる自殺に対する緊急アピール

## 1996年（平成8年） 社会背景：児童生徒の自殺が相次ぐ

- いじめ対策について緊急セミナー開催（神戸市）
- いじめ問題について文部大臣と日本PTA全国協議会会長（当時）が対談

## 2006年（平成18年） 社会背景：福岡中2 いじめ自殺事件

- 「いじめ根絶と命の尊さを訴える」緊急アピール

## 2012年（平成24年） 社会背景：大津市中2 いじめ自殺事件

- いじめ対策検討委員会が発足
- （文部大臣）いじめ問題への適切な取組について（お願い）
- いじめ根絶と命の大切さを訴える5か条のメッセージを発出

## 2013年（平成25年）

- いじめ防止対策推進法制定に向け、各関係機関に働きかけをする
- いじめ防止対策推進法施行後、「地方いじめ防止基本方針」策定、「いじめ問題対策連絡協議会」設置を呼びかけながらレビュー（評価点検）を開始する

## 2014年（平成26年）

- 定時総会においていじめ問題に関する講演を開催
- 総務委員会において、いじめ問題に対する保護者の対応の在り方について協議を開始

## 2015年（平成27年）

- 保護者向けハンドブックを発行

## 2016年（平成28年）

- B Pプロジェクト（いじめ防止支援プロジェクト）に参加

## 2017年（平成29年）

- B Pプロジェクト（いじめ防止支援シンポジウム）に参加
- 日本PTA全国研究大会仙台大会において、いじめ問題に取り組んだ分科会を開催
- 『今すぐ家庭でできるいじめ対策ハンドブック』発行

## 2018年（平成30年）

- B Pプロジェクト（いじめ防止支援シンポジウム）に参加
- 日本PTA全国研究大会新潟大会において、いじめ問題に取り組んだ分科会を開催
- 『今すぐ家庭でできるいじめ対策ハンドブック 改訂版』発行

# いざ当事者になったらどうすればいい？

お子さんの様子がおかしいな？と思った時は…

## ①まずは深呼吸して状況を把握しましょう

感情的になってしまっては、お子さんが頑なになってしまいます。問い詰めたりせず、何よりもお子さんの気持ちを最優先させましょう。

### 【いじめられている？】

- 身体の見えない所にケガをしていたり、アザがあったりしませんか？
- 物が壊されたり、無くなっていたりしませんか？
- 頻繁にお小遣いをねだったり、財布からお金がなくなったりしていませんか？
- 表情が暗くなっていませんか？
- 学校に行きたくないと言っていますか？
- 成績が急に下がったりしていませんか？

### 【いじている？】

- 買い与えていないものを持っていますか？
- 保護者や大人の知らないお金を持っていますか？
- 誰かとひそひそと電話することがありませんか？
- 言葉や行動が乱暴になったりしていませんか？

## 要注意 POINT

- × **いじめられている子に「だからいじめられるんだ！」とさらに追い詰める**  
もう十分傷ついているお子さんの心をさらに傷つけてしまいます。親に相談しても無駄だと判断され、二度と相談してくれなくなる可能性があります
- × **相手の家にすぐに苦情を言いに行く**  
事実確認をしてからのほうが良いでしょう。また、お子さんはその報復を恐れていたたり、さらにいじめが助長される可能性があるため、お子さんの気持ちをまず聞きましょう
- × **すぐに教育委員会に電話する**  
まずは学校と話しあうことが問題解決への糸口です。

## ②お子さんの気持ちを聞きましょう

### 【いじめられている場合】

お子さんは親に心配をかけたくないという気持ちが大きく、「自分がいじめられているという事実」を言えません。自分の尊厳を守るためにも詳細を口に出すことができない場合があります。また、親に言うことでさらにいじめがひどくなる恐れもあるため、なかなか言えないことが多いでしょう。

問い詰めたりせず、子どもから話せる雰囲気作りが大切です。その際、まずは相手を問い詰めたりせず、子どもが「自分の気持ちを話す」こと、そして「どうしたいのか」をまず聞き出すことが大切です。傷が深ければ深いほど、一度では心が開かないかもしれません。根気よく、「まずはあなたが大事」「絶対に守るよ」という気持ちを伝え安心させてあげてください。

### 【いじめている場合】

#### 1. 事実確認しよう

「まさか」という先入観を捨て親しい友人として名前の挙がる同級生や、信頼のおける他の保護者の方にも話を聞いてみましょう。客観的な事実を聞くことで感情的にならずに「何をすべきなのか」解決への最善の道を選べます

#### 2. 本人の気持ちを聞こう

問い詰めるのではなく、「どうしていじめたのか」気持ちを引き出しましょう。それが些細なことであっても、人を傷つける行為はいけないことを優しく諭しましょう。

いじめをする子どもは、不安感や恐怖感を抱えていることが多いです。その不安をどうやって処理したら良いのか分からず、それが他者への攻撃性となって表れていることが多いのです。

## POINT

まずはお子さんの安全確保と心を守ることを最優先しましょう、本人の意思を確認して、担任の先生だけでなく担当主任の先生や校長・教頭先生にも立ち会って頂きましょう。PTAにも事実を伝え、協力をお願いしてみましょう。学校・保護者が一体となり解決に向けた道筋を模索していきましょう。

万が一、学校とのやりとりだけでは解決ができなかった場合…

- 暴力を伴う場合は、安全確保のために警察に相談
- 教育委員会に相談
- 全国の様々な相談窓口を利用する

➡ **20ページへ**

# 子どもの変化に気付いていますか？

もし自分の子どもがいじめにあっていたら…

だれに相談すれば  
いいんだろうか？



急に学校へ行きたく  
ないといいたした



スマホを見ては泣いている



もし自分の子どもがいじめをしていたら…



買い与えていない  
ゲームで遊んでいる

もしかして誰かを  
いじめているかも



親(大人)の知らない  
お金を持っている



**POINT**

ひとりで悩まずにまずは先生に相談してみましよう！

## 今すぐ家庭でできる3つのポイント！

家庭で大人が先生や他の人の悪口を言っていないですか？

**人の悪口を言わない大人！**



家庭で学校の話をおきいていますか？  
子どものシグナルに気づいていますか？

**子どもの変化に気づく大人！**



うちの子にかぎって、とっておきませんか？  
子どもの言い分だけをきいていませんか？

**ダメなものはダメと言える大人！**



### POINT

**「ふわふわ言葉」を使ってみよう！**

低学年の児童にもわかりやすいように、相手の気持ちを考えた言葉を「ふわふわ言葉」、相手の気持ちを傷つける言葉を「チクチク言葉」と言います

➔ ふわふわ言葉：あいがとう！上手だね！おこいね！嬉しいね！

➔ チクチク言葉：早く並べ！静かにしろ！そんなこともわからないの？

# 全国共通各種相談窓口

皆さんの不安や悩みを受け止める相談窓口です。  
一人で苦しまず、ぜひ利用して、話をしてみてください。

## ● 児童相談所全国共通ダイヤル

**189**

いち はや く

お近くの児童相談所につながります

## ● 24 時間子供SOSダイヤル

**0120-0-78310**

( な や み 言 お う )

## ● 子どもの人権110番

**0120-007-110**

平日 午前8時30分～午後5時15分

## ● チャイルドライン

18才までの子どもがかける電話

**0120-99-7777**

月～土 午後4時～9時

## ● 都道府県警察少年相談窓口

<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/soudan.html>

